

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 健康な食環境づくり推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品安全対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 937千円 (前年度予算額：937千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	937	467	0	0	0	0	0	0	470
要求額	937	466	0	0	0	0	0	0	471
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

健康寿命の延伸のため、外食や中食でも健康に資する食事の選択がしやすい環境を整え、同時に適切な食事を選択するための情報提供の体制整備を行うことが重要です。現在、日本人の食料消費(最終飲食費)の約8割は加工品と外食といわれており、外食や中食でも健康に資する食事選択ができる商品を増やし、適切な情報提供を積極的に整えることが重要です。

そこで、飲食店等におけるメニューへの栄養成分表示や1日に必要な野菜の1/3以上摂取できるメニュー、バランスメニューの提供等の食環境整備を行い、県民の自主的かつ積極的な健康づくり行動が実践できるよう、健康づくり意識の啓発を実施する。

(2) 事業内容

① 「ぎふ食と健康応援店」の登録 (保健所、県)

- ・メニューの栄養価計算
- ・野菜1/3以上摂取できるメニューやバランスメニュー提供への支援
- ・健康情報の提供

②健康情報発信拠点としての取り組み（保健所、県）

- ・県民に向けた「ぎふ食と健康応援店」の普及
- ・「ぎふ食と健康応援店」からの県民への健康情報の発信
- ・正しい情報を選択できる県民の育成

(3) 県負担・補助率の考え方

健康的な生活習慣づくり重点化事業（厚生労働省：県負担 1/2、国負担 1/2）の事業を活用することができる。

当該事業は県全体で推進していく必要があり、市町村や団体が実施主体となることは適当ではない。

国においては、糖尿病の発症を予防するために生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣等の実践に結び付くよう環境整備をすすめていることから、県及び国で負担することが妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	4	栄養価計算・食事調査員共済費（会計年度任用職員）
報酬	154	栄養価計算・食事調査員賃金（会計年度任用職員）
旅費	84	費用弁償、業務旅費
消耗品費	170	メニュープレート作成、事務消耗品費
印刷製本費	255	登録証増刷等
通信運搬費	270	電話・郵送料
合計	937	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3次ヘルスプランぎふ21、第3次岐阜県食育推進基本計画

(2) 国・他県の状況

自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会報告書（令和3年6月23日 厚生労働省）

(3) 後年度の財政負担

県計画の目標達成をめざして継続実施が必要である

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	新型コロナウイルス感染症の影響により、中食（店頭販売されている調理済み料理）や内食（家庭で作る料理）が増加している。そのため、健康づくりへの関心の有無に関わらず、消費者が自然に健康づくりを推進することができるよう、小売店等の食環境整備を強化していく必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	毎年、60 店舗以上の飲食店が新規登録しており、登録店舗数は増加している。また、近年は大手小売店を登録し、着実に食環境が整備されてきている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	スマートフォンの普及に伴い、紙媒体だけではなく、QR コードを活用した電子上の情報提供を行うことにより、効率的に栄養成分表示の活用等普及啓発を行うことができている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 飲食店等は廃業や開業が多く、新規登録募集等を継続して行う必要がある。食品表示法により加工食品の栄養成分表示が義務化されていることから、外食・中食を利用する際も、自身の健康を考え料理を選ぶ人を増やすため、栄養成分表示の活用について、引き続き県民へ普及啓発していく必要がある。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 国が推進する「自然に健康になれる食環境づくり」の動向を注視し、県施策として今後の取り組み方針を検討することが必要である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	